

和 (なごみ) 合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

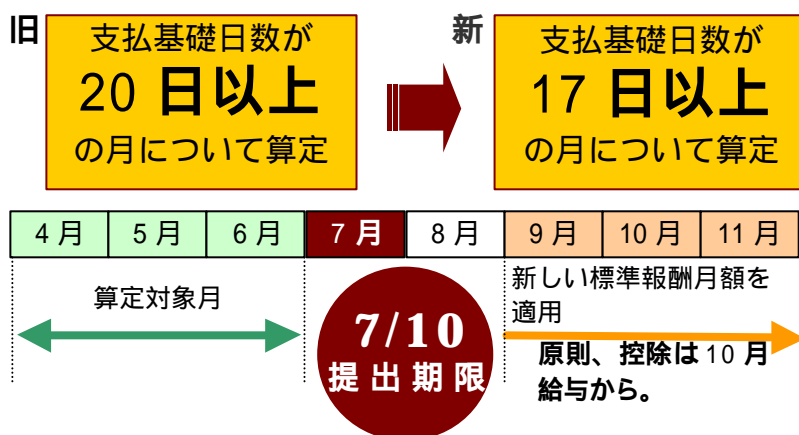
June, 2006

なごみ便り

www.101dog.co.jp

社会保険料変更にご注意！

算定基礎届の支払基礎日数が今年から変更になります。



例えば、出勤日数が以下だった場合

4月	5月	6月
22日	18日	21日

昨年までは、5月が20日未満で計算対象にならないため、4月と6月の平均報酬額で計算していました。

しかし、今年からは支払基礎日数が **17 日以上** に変更されたため、4～6月の3ヶ月平均額で計算します。

介護基盤人材確保助成金

今回は助成金の中でも介護事業に関するものを取り上げてみました。

介護基盤人材確保助成金とは

介護関連事業主として新サービス提供等を行われる際に、下記の特定労働者を新規雇用すると、賃金の一部について助成が受けられます。

助成金の対象となる 特定労働者

社会福祉士 介護福祉士 訪問介護員1級 医師 看護師
准看護師 の資格を有し、かつ、一年以上の実務経験を有する者

支給される金額

特定労働者 1人あたり **70 万円** (3人が限度)

* 注意 *

事前に雇用する労働者の雇用管理に関する改善計画及び助成金申請計画を作成し、認定されること定められた改善計画期間内(一年間)に、新規雇用労働者が雇用保険被保険者となること

などが必要です。

* * その他、様々な条件があります。詳しくは当事務所職員までお問い合わせ下さい。* *

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

助成金チェックシート

次の項目全てに該当する事業主の方が助成金の対象となります。

雇用保険の適用事業主である。

以下の介護サービスの提供を業として行う事業主である。
(他の事業と兼業していても差し支えありません。)

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・販売、移送
福祉用具貸与・販売、要介護者への食事の提供(配食)
介護老人福祉施設で行われる介護サービス
訪問看護、短期入所療養介護
介護老人保健施設、介護療養施設で行われる介護サービス
身体障害者更生施設、療養施設、授産施設で行われる介護サービス
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅介護支援
その他の福祉サービス又は保険医療サービス

介護分野における新規創業、異業種から介護分野への進出、従来から実施していた介護サービスとは別に介護サービスの提供、支店等の増設による営業エリアの拡大等に伴い、新たに一般被保険者(短時間労働被保険者を除く。)となる特定労働者を雇い入れる事業主である。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項に基づく改善計画(計画期間1年)の認定を受けた事業主である。

認定計画に定められた計画期間の初日の6ヵ月前から、支給申請を行う日までの間に、

事業主都合による離職者がいない。

倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた離職者を生じさせていない。

過去1年以内に、介護人材確保助成金又は介護基盤人材確保助成金の支給を受けていない。

労働保険料を過去2年を超えて滞納していない。

過去3年間に助成金の不正受給を行っていない。

詳しいことにつきましては、当事務所職員までお問い合わせ下さい。

(文章担当 辻 うらら)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう!」「脱サラして独立しよう!」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)